

与那原町景観条例をここに公布する。

平成29年3月29日

与那原町長 古堅 國雄

与那原町条例第15号

与那原町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、与那原町の自然、歴史、風土及び文化を踏まえ、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項及び与那原町の景観形成に必要な事項を定めることにより、町、町民及び事業者が連携及び協働し、魅力ある自然や歴史を有する与那原町の美しい景観を守り、育てることにより、将来にわたり形成される与那原町の景観に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち前号に掲げる以外のもので規則に定めるものをいう。
- (3) 事業者 前2号に掲げるものの新築、新設、増改築その他これらに類する行為を行う者及び土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係る設計を行う者をいう。
- (4) 公共施設 道路、河川、公園、広場その他景観法施行令（平成16年政令第398号）で定める公共の用に供する施設をいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者及び町内の土地又は建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）に関する権利を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 与那原町の歴史や文化とともに、現在のまちなみを形成してきた町民の創意と固有の自然、風土等は、与那原町のまちづくりの原動力として持続的に発展を支えるものであり、これらをさらに発展させ、次世代に引き継ぐことにより、新たな景観創造がなされ、魅力的なまちづくりが持続的に行なわれていくことを目指さなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、良好な景観形成を図るため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

い。

- 2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り必要な措置を講ずることはもとより、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
- 3 町は、先導的役割を果たすため、公共施設の整備に当たっては、良好な景観形成に努めなければならない。
- 4 町は、町民及び事業者の景観形成に関する意識を高めるために、良好な景観形成に関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、自らが良好な景観形成をする主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 町民は、基本理念にのっとり良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。
 - 3 町民は、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、自らが行う事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、良好な景観形成に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(与那原町景観審議会)

- 第7条 町長の諮問に応じ、景観形成についての基礎的事項又は重要事項を調査審議するため、与那原町景観審議会(以下「景観審議会」という。)を置く。
- 2 景観審議会は、景観形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。
 - 3 町長は、景観審議会の意見を尊重しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(景観形成方針の策定の手続等)

- 第8条 町長は、良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となるべき方針(以下「景観形成方針」という。)を策定しなければならない。
- 2 町民又は法第11条第2項の条例で定める団体(以下「景観形成活動団体」という。)は、町長に対して景観形成方針の変更を提案することができる。
 - 3 町長は、景観形成方針を定めようとするときは、町民の意見を反映させる措置

を講じなければならない。

- 4 町長は、景観形成方針を策定しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 町長は、景観形成方針を策定したときは、その旨を公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、景観形成方針を変更する際について準用する。

(景観計画の策定の手続等)

第9条 町長は、良好な景観形成を推進するため、特に良好な景観形成や保全、育成が必要であると認める区域について、法第8条第1項の規定により、景観計画を策定することができる。

- 2 当該区域の町民、景観形成活動団体及び事業者は、法第11条第1項又は第2項の規定に基づき、町長に対して景観計画の策定又は変更を提案することができる。
- 3 景観計画は、基本理念及び景観形成方針に即したものでなければならない。
- 4 町長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該区域の町民及びその他利害関係者の意見を聴き、当該区域の景観計画に関係がある公共施設の管理者と協議を行うとともに、景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 町長は、景観計画を策定しようとするときは、都市計画区域に係る部分については、あらかじめ、与那原町都市計画審議会条例（平成12年3月30日条例第12号）に規定する与那原町都市計画審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 前3項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区の指定)

第10条 町長は、良好な景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の町民及び与那原町景観審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、重点地区を指定したとは、その旨を告示するものとする。
- 4 前2項の規定は、重点地区の指定を変更し、又は解除する場合において準用する。

(景観地区への移行)

第11条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、都市計画における法61条第1項の景観地区として定めることができる。

- 2 町長は、景観計画の実施に当たっては、都市計画との連携を密にし、施策を展開するよう努めなければならない。

(景観計画区域内における行為の届出)

第12条 景観計画区域内において景観計画に規定する届出対象行為をしようとする者は、あらかじめその計画内容について町と事前協議をしたうえで届出なければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。ただし、第3号又は第4号に掲げる行為をしようとする者は、その内容を町長に通知しなければならない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為
- (4) 国又は地方公共団体が行う行為（前3号に掲げる行為を除く。）

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

（助言、指導及び勧告）

第14条 町長は、第12条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対して、景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

- 2 町長は、第12条第1項の規定による届出をしない者に対して、届出をするよう指導、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、前2項の規定により助言、指導又は勧告する場合において、必要と認めるときは、景観審議会の意見を聴くことができる。

（変更命令）

第15条 町長は、良好な景観形成に必要があると認めるときは、景観計画に定めた景観形成基準の形態意匠の制限に適合しないものにしようとする者又はした者に対して、必要な限度において、設計の変更その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により変更命令を行う場合において、必要に応じて景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観重要建造物等の指定の手續等）

第16条 町長は、景観計画区域内において、景観形成上重要な価値があると認める建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）又は樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）として指定することができる。

- 2 町長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くとともに、その所有者（権限に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。）の同意を得なければならない。
- 3 町長は、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を通知し、これを表示す

る標識を設置しなければならない。

4 前2項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物等の所有者等の届出)

第17条 前条第1項の規定による指定を受けた景観重要建造物等の所有者等は、当該景観重要建造物等の現状変更又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に申請し許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為若しくは軽易な行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、景観形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

(景観協定の締結)

第18条 景観計画区域内における一団の土地の所有者、借地権を有する者及び建築物又は工作物の借主全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。

2 前項の景観協定については、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (4) 景観協定の目的となる土地の区域
- (5) 良好な景観形成に必要な建築物等の形態意匠に関する基準
- (6) 景観協定の有効期間
- (7) 景観協定に違反した場合の措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、景観協定を締結する者が必要と認める事項

3 景観協定は、前項各号に掲げる事項を記載した景観協定書によって締結するものとし、当該景観協定に係る代表者は、景観協定に係る認可申請書を町長に提出して、その認可を求めることができる。

(景観協定の認可)

第19条 町長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が景観形成に寄与するものであると認めるときは、これを認可するものとする。

2 町長は、前項の規定による認可をしたときは、法第83条第3項の規定によりその旨を公告し、かつ、縦覧に供さなければならない。

(景観協定の変更等の届出)

第20条 前条の規定により認可を受けた景観協定に係る代表者は、その内容を変更し、又は廃止したときは、その旨を町長に変更申請し、認可を受けなければならない。

2 前項の変更の認可に係る手続きは、前条第2項の規定を準用する。

(景観協定の認可の取消し)

第21条 町長は、景観協定の内容が景観計画の趣旨に適合しなくなつたと認められるときは、その認可を取り消すものとする。

(景観形成活動団体の認定)

第22条 町長は、複数の町民等で、良好な景観形成を推進することを目的として組織された団体で、与那原町の良好な景観形成に資すると認めるときは、景観形成活動団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、その代表者が町長に対してその認定を申請しなければならない。

(認定の取消し)

第23条 町長は、景観形成活動団体の活動内容が、与那原町の良好な景観形成の推進に資すると認められなくなつたとき、又は景観形成活動団体として適当でなくなつたと認めるときは、景観形成活動団体の認定を取り消すことができる。

(景観形成活動団体への支援)

第24条 町長は、景観形成活動団体に対し、良好な景観形成に関する情報提供等の支援を行うことができる。

(表彰)

第25条 町長は、良好な景観の形成に尽力し、かつ、その功績が顕著な個人又は団体について表彰することができる。

(助成)

第26条 町長は、良好な景観形成のために貢献する行為を行つたと認められる者に対し、当該行為に要した費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 町長は、良好な景観形成のために必要と認めた場合、技術的な支援を行うことができる。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。